5　石綿含有産業廃棄物について

(1) 定義

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの。(吹きつけアスベストなどは特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場へは搬入不可。)

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）

令和3年3月30日に改訂されたもので、石綿含有産業廃棄物の撤去、解体現場での保管、収集運搬の留意事項及び中間処理等の方法が示されています。この指針に沿って各作業を実施してください。

★標記マニュアルは次の URL の HP を参照のこと★
〔http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/〕

(2) 搬入届出手続について

P.5 の「2　利用するための事務手続」を参照し、搬入物に応じて適切な搬入届出書を使用してください。

石綿を含まないことの証明が必要なケース

スレート瓦やサイディングなど、その形状から石綿含有産業廃棄物に該当するおそれがあるものであって、アスベストを含有していないものの搬入を届け出る場合、これを証明する書類(アスベスト含有試験の結果報告書など)を添付してください。アスベストを含んでいないことが証明できないものは、含有するものとして届出してください。

⑶ 運搬・搬入方法

1) 他種類の廃棄物との**混載禁止かつ４ｔ車以下の車両を使用**してください。

2) 荷姿は原則**袋で一重梱包**(後述の石綿含有仕上塗材を含むがれき類を除く)とし、次の事項を遵守してください。

- 石綿含有産業廃棄物を湿潤させた上で、十分な強度がある袋に詰めること。
- **90 リットル以下のプラスチック素材のもの**を使用すること。
- 通気性のあるもの(例:土のう袋)を使用する場合は、袋ごと湿潤させた状態とすること。
- 通気性のないもの(例:ビニール袋)を使用する場合は、水中に投じられて浮遊することがないよう措置を講ずること。
- 袋の口を結ぶかテープで止めるなどして閉じること。
- 廃石綿用の黄色い袋は使用しないこと。

3) 以下の枠内の廃棄物に関しては上記 2)に加えて下記の内容を遵守してください。

【石綿含有仕上塗材を含むがれき類に関して】

- 通気性の無い透明なプラスチック製の袋で**二重梱包**すること。その際、空気が過剰に入らないよう注意すること。
- できる限り、破断面を薬剤で安定化する等の処置をすること。

【ケイ酸カルシウム板(一種)に関して】

- 他の石綿含有廃棄物に比べて飛散性が疑われるため、袋を開けなくても中身が確認できるように通気性の無い透明なプラスチック袋で**一重梱包**すること。

4) 上記 1)～3)に加え、P.13 の【搬入時の注意事項】をよく確認してください

⑷ 搬入物検査及び違反時の措置

1) 搬入物検査実施時に、袋詰めしたものを2段以上で積載していた場合、下部の袋詰め状況の検査も受けるものとする。この際、上部に置かれた袋詰め物の移動作業は運搬者(運転手)が行うものとする。

2) 届出内容に反し、石綿含有産業廃棄物のおそれがあるもの(スレート瓦やサイディングなど)の搬入が確認された場合(一部混入している場合も含む)、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、アスベスト含有のおそれが解消されるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けないものとする。

3) ⑶の事項について違反が確認された場合、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、違反再発防止策が講じられたと本市が認めるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けないものとする。